

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回から特別管理産業廃棄物について取り上げています。
では、さっそく宿題から。

宿題Q、事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 洗たく業の洗たく施設から排出されるテトラクロロエチレンを0.5mg/1以上溶出する汚泥
- (2) 引火点が60℃である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が12.0の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が1.5の腐食性を有する廃酸
- (5) 病院から排出された感染性病原体が含まれるおそれのある血液が付着した注射針

【解説】

特別管理産業廃棄物に該当する廃アルカリの基準は水素イオン濃度指数が12.5以上であることと規定されている（省令第1条の2第3項）ので（3）は誤り。

正解（3）

この問題は多少の科学的な知識が無いと難しかったかもしれませんね。特に数値基準があるものは「暗記」しておかないとなかなか正解に辿り着けない。

（1）の有害物関係は法令集やデータブックでも見なければ正解の濃度はわかりません。かく言う私もわかりません。引火点などは消防法の危険物にも通じる値で、灯油や軽油は第四類第二石油類として引火点70度と規定しています。水素イオン濃度指数（pH）も記憶しておかなければ正解値は出ないと思いますが、「中性」はpH7.0数値が小さくなると酸性、大きくなるとアルカリで特管産廃としては強酸性のpH2.0以下と規定しています。自分の会社に関係する値位は覚えておきましょう。

「自分の会社に関係する」と書きましたが、これは特管産廃の許可業者さんだけではありません。たとえば、普通の産廃の廃油の許可＜だけ＞を持っている業者さんの方が特管産廃の基準を知っておく必要があります。と言うのは、普通の産廃の廃油の許可しか持っていない会社が特管産廃を扱ってしまうと、とたんに「無許可」となるからです。

では、ここまでの復習問題。

Q、次のうち、特別管理産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出されるものである。

- (1) 引火点65度の廃油
- (2) 水素イオン濃度指数が1.8である廃酸
- (3) 水素イオン濃度指数が9.5である廃アルカリ
- (4) 病院から排出される血の付いた注射針
- (5) 吹き付け石綿を建築物から除去した際に発生する飛散性の廃石綿

～廃棄物処理問題～

【解説】

特別管理産業廃棄物は政令第2条の4で列挙されているが、省令により条件が設定されている場合もある。

(1)は法令上「引火点70度未満」と明示していないが、「軽油灯油類」との例示から、このように取り扱われてきている。

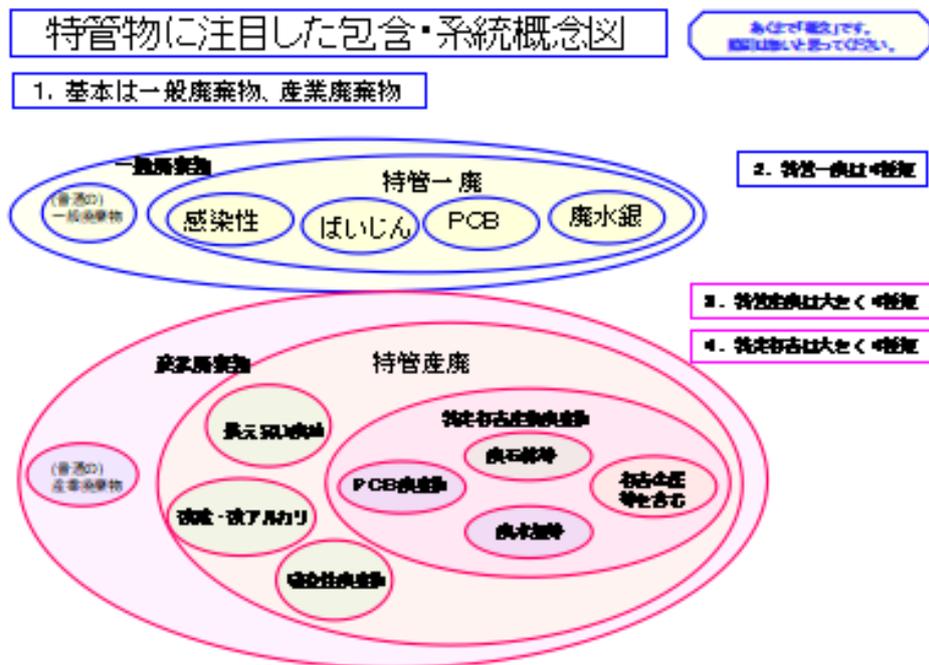
(2)(3)水素イオン濃度指数が2.0以下である廃酸、12.5以上である廃アルカリは特別管理産業廃棄物である。

(4)は感染性産業廃棄物に該当する。

(5)は「廃石綿等」に該当し、特別管理産業廃棄物である。なお、飛散性のない石綿含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物ではなく、普通の産業廃棄物である。

正解(3)

特管物はなかなか一筋縄ではいかないですね。一応の「締め」として、特管物に注目して作図した「包含系統図」を添付しておきます。



宿題は、気分一新。処理施設をテーマとしてみましよう。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の熔融施設、処理能力10t/日
- (2) 動植物性残さの堆肥化施設、処理能力10t/日
- (3) 汚泥の乾燥施設、処理能力120t/日
- (4) ガラスくずの破碎施設、処理能力12t/日
- (5) 動植物性残さの乾燥施設、処理能力150t/日

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。